

議案第 1 3 号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施
行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 8 年 2 月 2 5 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(向日市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 向日市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第8号とし、同条第5号を同条第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 職員の退職管理の状況

第3条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する条例（昭和28年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「法第40条第1項の規定による勤務評定」を「法第23条の規定による人事評価」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(向日市職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 向日市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別表」を「別表第1」に改め、同条第3項中「および」を「及び」に、「規則で定める」を「別表第2のとおりとする」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2

職務の級	職務の基準
1級	主事及び技師(これに相当する職務を含む。)の職務
2級	主査及び技術主査(これに相当する職務を含む。)の職務
3級	主任(これに相当する職務を含む。)の職務
4級	係長及び総括主任(これに相当する職務を含む。)の職務
5級	副課長及び係長(これに相当する職務を含む。)の職務
6級	副部長及び課長(これに相当する職務を含む。)の職務
7級	部長(これに相当する職務を含む。)の職務

(向日市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第5条 向日市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和38年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に、「および」を「及び」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

〈参 考〉

向日市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正（第1条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
(任命権者の報告事項)	(任命権者の報告事項)
第3条 略	第3条 略
(1) 略	(1) 略
<u>(2) 職員の人事評価の状況</u>	
<u>(3) 略</u>	<u>(2) 略</u>
<u>(4) 略</u>	<u>(3) 略</u>
<u>(5) 略</u>	<u>(4) 略</u>
<u>(6) 略</u>	<u>(5) 略</u>
<u>(7) 職員の退職管理の状況</u>	
<u>(8) 職員の研修_____の状況</u>	<u>(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u>
<u>(9) 略</u>	<u>(7) 略</u>
<u>(10) 略</u>	<u>(8) 略</u>

職員の分限に関する条例の一部改正（第2条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(本人の意に反する降任又は免職の場合)</p> <p>第7条 法第28条第1項第1号の規定により職員を降任させ、又は免職することができる場合は、<u>法第23条の規定による人事評価</u>の結果、その他職員の勤務実績を判断するに足ると認められる事実に基き、勤務実績の不良なことが明らかな場合とする。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(本人の意に反する降任又は免職の場合)</p> <p>第7条 法第28条第1項第1号の規定により職員を降任させ、又は免職することができる場合は、<u>法第40条第1項の規定による勤務評定の結果</u>、その他職員の勤務実績を判断するに足ると認められる事実に基き、勤務実績の不良なことが明らかな場合とする。</p> <p>2～4 略</p>

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第3条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

向日市職員の給与に関する条例の一部改正（第4条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行																
<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 職員の職務の級は、その複雑、<u>困難及び</u>責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、<u>別表第2</u>のとおりとする。</p> <p>4 略</p> <p><u>別表第1</u> 略</p> <p>別表第2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>職務の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td> <td>主事及び技師（これに相当する職務を含む。）の職務</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>主査及び技術主査（これに相当する職務を含む。）の職務</td> </tr> <tr> <td>3 級</td> <td>主任（これに相当する職務を含む。）の職務</td> </tr> <tr> <td>4 級</td> <td>係長及び総括主任（これに相当する職務を含む。）の職務</td> </tr> <tr> <td>5 級</td> <td>副課長及び係長（これに相当する職務を含む。）の職務</td> </tr> <tr> <td>6 級</td> <td>副部長及び課長（これに相当する職務を含む。）の職務</td> </tr> <tr> <td>7 級</td> <td>部長（これに相当する職務を含む。）の職務</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	職務の基準	1 級	主事及び技師（これに相当する職務を含む。）の職務	2 級	主査及び技術主査（これに相当する職務を含む。）の職務	3 級	主任（これに相当する職務を含む。）の職務	4 級	係長及び総括主任（これに相当する職務を含む。）の職務	5 級	副課長及び係長（これに相当する職務を含む。）の職務	6 級	副部長及び課長（これに相当する職務を含む。）の職務	7 級	部長（これに相当する職務を含む。）の職務	<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表は、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 職員の職務の級は、その複雑、<u>困難および</u>責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、<u>規則で定める</u>。</p> <p>4 略</p> <p><u>別表</u> 略</p>
職務の級	職務の基準																
1 級	主事及び技師（これに相当する職務を含む。）の職務																
2 級	主査及び技術主査（これに相当する職務を含む。）の職務																
3 級	主任（これに相当する職務を含む。）の職務																
4 級	係長及び総括主任（これに相当する職務を含む。）の職務																
5 級	副課長及び係長（これに相当する職務を含む。）の職務																
6 級	副部長及び課長（これに相当する職務を含む。）の職務																
7 級	部長（これに相当する職務を含む。）の職務																

向日市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（第5条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項及び</u>向日市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）第11条第1項の規定に基づき、職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、<u>支給額及び</u>支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項および</u>向日市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）第11条第1項の規定に基づき、職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、<u>支給額および</u>支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。</p>